

北海道議會時報

第 8 卷 第 2 号

昭和 31 年 2 月



北海道議會事務局

北海道議會時報第8卷第2号(昭和31年)

— 第 2 号 目 次 —

議会の動き

第四回定例道議会…………… 1

常任委員会…………… 1

会 合

全国都道府県議会議長会…………… 5

全国都道府県議会議事務局長会…………… 5

九都道府県議会議長会…………… 5

資 料

昭和三十年度補正予算成立…………… 6

昭和三十年度修正地方財政計画…………… 7

昭和三十一年度地方財政計画…………… 11

雑 録

義務教育費国庫負担金二月交付額…………… 28

現行条例一覧表…………… 29

地方行政疑義問答集…………… 53

閉会中の委員会における懲罰事犯について

請願書の取扱について

報道から拾う…………… 54

地方財政再建促進特別措置法適用希望の動向

図書室だより…………… 56

一月のメモ

表紙写真

立春の頃

— 札幌円山公園 —

北海道議会議事務局撮影



常任委員会

總務委員会

○一月六日 午前十一時五十分、第三委員室において開議。

- ① 二税副委員長(協ク)より、石炭手当免税、寒冷地特別控除の問題に關し昨年末中央折衝の経過について説明を求め、知事より説明があつて、協議の結果、本問題について上京折衝を行うこととし、派遣委員に第一班岩田(自民)西野(自民)林(自民)岡田(社)各委員及び宮北委員長(社)を選任、日程は一月九日より二十日まで十二日間に決定、暫時休憩、午後零時五十五分再開。
- ② ついで第二班上京委員に松尾(自民)中牧(自民)高田(社)小島(社)各委員を決定、期間は一月十七日より二十六日まで十日間、なお第一班と第二班の引継ぎは十八日に行ふこととし、午後一時五分散會。

建築委員会

○一月七日 午前十一時二十二分、第三委員室において開議。

糸川委員長(社)より、三十一年度住宅関係国費予算について説明を求め、住宅課次長より説明を聴取、ついで本件に關する中央折衝については昨年末の委員会で決定のとおり行うこととし、派遣委員に松尾(自民)堀(社)田呂(協ク)塚田(労)各委員及び糸川委員長(社)を選任、派遣期間は十日間とし一月十日午後三時東京事務所集合に決し、なお必要ある場合には上京中総務委員会から協力を求めることとし、午前十一時五十八分散會。

水産委員会

○一月二十四日 午後一時五十二分、第三委員室において開議。

- ① 井野委員長(社)より、漁業公社の経営の問題について同社社長より発言を求められているので休憩の上説明を聴取する旨を述べ、暫時休憩(休憩中、漁業公社々長より、漁業公社の経営状況並びに今回の減資についての説明を聴取)、午後二時五十八分再開。
- ② 次に中型機船底曳網漁業による春にしん混獲取締りの問題に關するその後の経過について水産部長、漁業調整課長より説明を聴取、川端委員(自民)より、違反事件の多い地域について、沖野委員(自民)より、本件に關する知事と水産庁長官との協議により現行規定をもつて取締りを実施することに決定した時期並びに現地に対す

農務委員会

○二月二十三日

午後一時五十五分、第三委員室において開議。

開議前、北農中央会専務より、原々種増殖事業費の予算化並びに
亜麻作振興対策経費の予算化について、美幌町代表より、美幌町に
甜菜製糖工場設置方についての陳情を聴取。

① 秋山委員長（協ク）より、三十一年度農務部関係国費予算の中央
折衝経過について報告、数字的結果について農務部長より説明を聴
取、ついで新川（労）増田（社）中野（与）（社）各委員より、豆類
価格安定対策の問題に関するその後の状況等について質疑及び意見
があり、農務部長より答弁。

② 次に請願、陳情の審査に入り、請願第二百八号は採択、同第九十
九号、第百五十五号、第百六十六号、第二百五号は保留に決し、暫
時休憩、午後二時五十五分再開。

③ 陳情第三百一号、第三百二号、第三百四号乃至第三百六号は採
択、同第三百号は保留に決し、暫時休憩、午後三時十二分再開。

④ ついで陳情第三百十三号、第三百十四号、第三百二十号は採択、
請願第七十四号、陳情第三百二十四号は保留に決定、ついで北海
道種苗研究会理事長より、園芸作物育種のため試験場の設置、委託
原種の実施、原々種増殖に対する助成措置等について陳情を聴取。

⑤ 次に豆類価格安定対策の問題に関する上京折衝委員の派遣につい
て諮り、派遣委員の選任等については委員長一任に決し、

⑥ 次に橋本（正）副委員長（社）新川（労）中野（与）（社）委員よ
り、亜麻作振興の問題に関する対策について意見があつて、農務部
長より応答、委員長より、本件については理事者においても充分研
究されたい旨を述べ、午後三時四十分散会。

る周知遅延の問題、三十年度違反船に対する措置、違反に対する取
締り怠慢問題等について、麻里委員（自民）より、取締船が水産庁
より配置される時期及び取締職員現地派遣の時期について質疑があ
り、水産部長、漁業調整課長より答弁。

③ 次に三十一年度さけ、ます、流網漁業許可方針について漁業調整課
長より説明を聴取、ついで委員長より、本件に対し知事許可と大臣
許可の終了期日の相違について疑義があること、違反船に対する処
分は早急に行うこと、海上の秩序を守る観点に立つて処置されたい
等以上の諸点を勘案して当らねたい旨の要望があり、川端委員（自
民）より、起算日に対する見解、操業区域に対する考え方、本年の
独航船遠航の問題等について、沖野委員（自民）より、三十年度の鯉
鱒違反船主が本年別な船で申請した場合の扱い方について質疑及び
意見があり、水産部長、漁業調整課長、水産課長より答弁、暫時休
憩（休憩中協議の結果、独航船割当問題、漁業法等改正問題につい
て中央折衝を行うため本日より五日間井野委員長を派遣することに
決定）、午後四時四十二分再開。

④ 次に阿部委員（自民）より、漁業公社の減資問題について、川端
委員（自民）より、漁業公社の運営に関し水産部長が函館市で述べ
た見解について、麻里委員（自民）より、漁業公社減資問題に関し
水産課長が留萌で行った説明について、沖野委員（自民）より、単位
協同組合の代表者が総会に諮らずに漁業公社の減資に賛成している
が有効かどうかの問題について質疑及び意見があり、水産部長、漁
政課長より答弁があつて、午後五時三十分散会。

民生委員会

○一月二十四日 午前十時四十分、第三委員室において開議

① 請願審査に入り、請願第九十号については請願者において取下げの申出がありそのよう措置すること、請願第七十三号は保留、同第二百十号は採択と決した。

② 次に三十一年度民生関係国費予算の中央折衝経過について井口委員長(社)の報告、民生部長よりの計数的な説明があり、関連して新川副委員長(労)より、公益質屋の貸付金、精薄兎の指導センター等の問題について質疑があつて民生部長より答弁。

③ 次に三十一年度民生部関係重点事項について民生部長より説明を聴取、新川副委員長(労)高橋(辰)委員(社)より低家賃住宅促進の問題について質疑、民生部長、福祉課長より答弁があつて、午前十時三十分散会。

商工委員会

○一月十一日 午前十時三十三分、第三委員室において開議。

① 森川委員長(社)より、北海道石炭鉱業協会代表及び日本石油株式会社代表より休憩の上陳情聴取を行う旨を述べ、一旦休憩(休憩中、石炭鉱業協会代表より、機械貸与予算の増額措置について、日本石油株式会社札幌所長より、室蘭市に日石の原油基地設立計画の実現に対する協力方についてそれぞれ陳情を聴取)、午後一時三分再

開。

② 次に陳情の審査を行い、陳情第六十号は保留に決定。

③ 次に中国における日本見本市開催促進に関する意見書の提出並びに原油基地問題の促進について中央折衝委員を派遣することに決し、派遣委員の選任並びに日程等については委員長一任とすることとし、午後一時二十七分散会。

林務委員会

○二月十一日 午後一時三十五分、第三委員室において開議。

窪田委員長(社)より、三十一年度林務部関係国費予算の公共事業費関係について説明を求め、林務部長より説明を聴取、和乎委員(労)より、治山事業費、林道事業費予算が要求額と内示額とに大きなひらきのある理由について質疑があり、林務部長より答弁、ついで予算の復活要求に関する中央折衝委員を派遣することに決し、派遣委員の選任、日程等については委員長一任とすることとし、午後一時五十分散会。(派遣委員について協議の結果、林務委員として窪田委員長(社)大久保委員(自民)、商工委員会より森川委員長(社)泉谷委員(無)をそれぞれ派遣すること、日程は一月十四日より十日間に決定。)

文教委員会

〇一月二十五日 午前十一時十五分、第三委員室において開議。

① 冒頭、高等学校主事協会理事長より、定時制高等学校給食施設費の予算化について陳情を聴取。

② 太田委員長(社)より、この際高校入学者選抜問題のその後の経緯について発言を求められているのでこれを聴取する旨を述べ、本問題に関する高校長協会提訴による行政訴訟の経緯について教育次長、行政課長より説明を聴取、津川委員(社)より、本件のあつせんによる解決について、遠藤副委員長(社)より、中三テスト実施方法の問題について、佐野(社)天谷(協ク)委員より、本問題に關しては文教委員会に協力を求め検討すべきであつた旨の質疑及び意見があつて、行政課長、学校教育課長より答弁、ついで委員長より、本問題の扱い方について天谷(協ク)佐野(社)両委員から強い意見のあつたことをよく含んで今後善処せられたい旨の要望があつて、一旦休憩、午後一時二十五分再開。

③ 次に請願、陳情の審査を行い、請願第三十二号、第百三号、第百七十一号、第百九十一号、陳情第三百十七号、第三百二十三号、第三百二十七号、第三百二十八号、第三百三十号、第三百三十一号は採択、請願第二百四号は不採択に決定。

④ 次に北海道教育第二次計画について学校管理課長より説明を聴取。

⑤ 次に教育施設予算折衝のため上京委員を派遣することとし、派遣委員の人数及び選任、日程等については正副委員長に一任することに決し、午後三時散会。

農地開拓委員会

〇一月十二日 午前十一時二十五分、第三委員室において開議。

笠井委員長(社)より、農地開拓部関係国費予算に關して農地開拓部長より委員会の協力を求められたので招集した旨を述べ、本件について農地開拓部長より説明を聴取、ついで協議の結果上京折衝委員を派遣することとし、派遣委員に笠井委員長(社)天谷副委員長(協ク)伊藤(作)(自民)徳中(自民)遠藤(社)各委員を決定、午後零時十五分散会。

〇一月二十四日 午前十一時二十分、運営委員室において開議。

① 笠井委員長(社)より、食糧増産対策費に關する中央折衝経過について報告の後、三十一年度食糧増産対策費予算大蔵省査定額調について農地開拓部長より、土地改良事業費関係予算の内容について土地改良課長より、開拓事業関係予算の内容について開拓経営課長よりそれぞれ説明を聴取、ついで佐野委員(社)より、不振地区対策費はどこに重点を置くかについて吉田(定)委員(自民)より、事業費がついたものうち融資事業に交つたものについて、徳中委員(自民)より、不振地区対策費に關連して不振農家の戸数及びその振興対策について、伊藤(作)委員(社)より、不振の原因調査の必要について、委員長より、タンカル補助が基準財政需要額に含まれることとなるという大蔵省、自治庁、農林省の話し合いについて質疑及び意見があり、農地開拓部長、同次長、開拓経営課長より答弁。

② 次に土地改良区連合会長代理より、土地改良区連合会に対する補助金の予算化について陳情を聴取、午後零時五十五分散会。



全国都道府県議会議長会

○一月十一日 東京都議会第四委員室において第二十六回地方制度調査委員会を開催、その概要次のとおり。

委員長（京都市会議長）より、地方自治法改正事項について、かねて、全国から提出の意見を参酌し、一応小委員会案を纏めた経過を報告後、慎重協議の結果、全員一致小委員会案を委員会意見とすることに決定、その取扱いについては一応全国の府県議会で更に検討する余地ある扱いとすることとしてその旨を付して幹事会に報告することにした。なお本日本未決定事項については正副委員長と正副会長間で検討し、一応の原案を作成し各委員の意見回答をまつて調整の上委員会意見とし十二日の幹事会に報告することとした。

○一月十二日 東京都議会第四委員室において幹事会を開催、その概要次のとおり。

会長不在のため副会長（大阪府会議長）議事を進行、先づ地方自治法改正事項について協議、地方制度調査委員会の決定、意見を了承し、今日まで決定の十八項目の意見に対し、全国各議会の意見を求めること及びこの取進め中の段階において政府その他に折衝の要ある場

合には了承の意見を中心とするが、臨機の処置は正副会長及び正副委員長に一任することを決定、ついで

- 一 本会定例会議案について
- 一 地方関係六団体地方財政確立対策協議会の運営について
- 一 昭和三十一年度地方財政措置方要望について
- 一 府県議会議員の補欠選挙法改正方について

協議した。

○一月二十五日 東京都議会議長室において正副会長及び地方制度調査委員会正、副委員長会議を開催「地方自治法の改正事項について」を中心議題として慎重審議を行った。

全国都道府県議会議事務局長会

○一月二十三、四の両日東京都議会議事室において開催、その概要次のとおり。

第一日 会長渡欧中のため坂下局長よりあいさつの後昨年四月以降新任の北海道外十三府県の事務局長を報告、次で自治庁長野調査課長の「地方財政再建促進特別措置法施行に関する説明」を聴取した。

第二日 坂下局長より「地方自治法改正についての現状」定例会提出議題等についての申合せ（昭和三一、一、一二幹事会決定）について及び「職員研修会について」それぞれ報告と説明があり全員これを了承の後、若手県提出の「臨時県議会招集について」の疑義事項について研究を行った。

九都道府県議会議長会

○一月十六、十七の両日東京都議会第四委員室において開催、各県提出の議題を中心に協議を行った。



昭和30年度補正予算成立

昭和30年度補正予算（国）は2月20日成立した。

今回の補正予算案は、昨年暮の臨時国会（第23回国会）において、地方財政の窮状に対処するため、交付税及び譲与税配付金特別会計において百六十億円の借入れを行い、臨時地方財政特別交付金として地方団体に交付する措置をとつたので、その財源を一般会計から同特別会計に繰入れる必要があること及び昭和30年度の所得税、法人税の増収に伴う地方交付税の増加、食糧特別会計の損失、生活保護費、義務教育費国庫負担金、旧軍人遺族等恩給費の不足が見込まれたため編成されたものである。

この補正による一般会計の歳出追加額は354億9,200万円、歳入増加額は218億5,700万円で、その差額136億3,500万円は公共事業費等歳出の節約、繰延べで賄ふこととなり、この結果、昭和三十年度の予算規模は1兆133億1,400万円となる。

補正のうち、主なものの内訳は次表の通りである。

一般会計予算補正額内訳表 (単位:千円)

歳出の追加		計
1	臨時地方財政特別交付金	16,000,000
2	地方交付税交付金	2,090,000
3	食糧管理特別会計へ繰入	6,700,000
4	生活保護費	2,356,195
5	義務教育費国庫負担金	2,444,374
6	国債	1,250,400
7	旧軍人遺族等恩給費	1,773,824
8	国際金融公社出資金	996,840
9	日本電信電話公社交付金	897,914
10	その他	982,575
	計	35,492,072

財源		計
歳出の節約繰延等		
1	公共事業系統費	6,437,000
2	賠償等特殊債務処理費	3,000,000
3	農業保険費	2,800,000
4	その他	1,398,351
	小計	13,635,351
歳入の追加		
1	租税及び印紙収入	16,000,000
2	証券売納付金	4,981,224
3	証券売払代	897,913
4	旧タイ14特別門債繰返款	1,615,459
5	特殊物資差益寄附金	3,000,000
6	その他	5,324,573
	小計	21,856,721
	計	35,492,072

なお昭和30年度補正予算編成に際し、問題となつた公共事業系統費の補正内訳は次表の通りである。

30年度公共事業系統費予算補正内訳 (単位千円)

區分	当 初	修正減少	補 正 後
公共事業費			
治山治水	36,717,243	△ 2,495,443	34,221,800
道路港湾等	32,393,320	△ 818,116	31,575,204
食糧増産	24,561,121	△ 1,697,587	22,863,534
災害復旧等	51,550,710	△ 566,750	50,983,960
雑費復旧	1,367,142	△ 41,104	1,326,038
小計	146,589,536	△ 5,619,000	140,970,536

その他の事業費

公立文教施設	6,300,883	△ 362,000	5,938,883
厚生施設	1,293,945	△ 65,000	1,228,945
住宅施設	10,646,653	△ 391,000	10,255,653
小計	18,241,481	△ 818,000	17,423,481
合 計	164,831,017	△ 6,437,000	158,394,017

備考

- ① 公共事業関係費中には特別失業対策事業費は含まれていない。
- ② 公共事業関係費中道路港湾等の中には緊急就労対策事業費を含んでいる。
- ③ 右削減額のうち北海道開発関係分は3億1,770万2千円で、削減比率は2.92%となり、他の県の削減比率7.57%に比しかなり低率である。その内訳は次のとおり(単位千円)

1 一般公共事業費	費 別	額
河川	別	50,000
幾治	費	70,000
漁山	費	1,479
計	費	27,000
		148,479

2 食糧増産対策費

土地改良費	87,869
開拓事業費	61,745
開拓実費	17,040
農業機械整備費	2,569
計	169,223

昭和30年度修正地方財政計画

自治庁は2月15日補正予算案に伴う地方財政計画の修正を決定した。30年度地方財政計画(第22臨時国会)における修正によつて96億余円、今回の修正によつてさらに62億余円増加し、歳出入とも9,988億余円となつた。

B 投資的経費

I 昭和29年度地方財政計画における財政規模

II 昭和30年度新規財政需要額

1	公共事業費の増減	△ 10,927	△ 35	△ 346	△ 11,308	△ 11,281	△ 27
(1)	一般	△ 8,650	△ 9,860	△ 346	△ 18,856	△ 15,339	△ 3,517
(1)	災害	△ 1,352	△ 9,860	△ 2,148	△ 9,064	△ 7,120	△ 1,944
(1)	災害	△ 7,298	—	△ 2,494	△ 9,792	△ 8,219	△ 1,573
2	失業対策事業費の増減	5,499	2,221	—	7,720	4,508	3,212
3	単独事業費の増減	△ 12,674	7,604	—	△ 5,070	△ 5,348	278
(1)	一般	△ 6,006	7,604	—	1,600	160	1,440
(1)	災害	△ 6,670	—	—	△ 6,670	△ 5,508	△ 1,162
4	町村合併に伴う新町村建設計画に基づく単独事業費の増減	4,227	—	—	4,227	4,227	—
5	奄美群島復興事業費	671	—	—	671	671	—
合計		281,787	△ 35	△ 346	281,406	211,153	70,253
合計		973,342	8,063	7,309	988,714	729,470	259,244
合計		9,577	1,611	△ 1,048	10,140	—	10,140
C	地方交付税の不交付団体における財政計画外の歳出	982,919	9,674	6,261	998,854	729,470	269,384

〔三〕 歳入

事 項	当計画額	修正による増減額		昭和30年度修正後額	左のう	
		第一次修正	第二次修正		交付団体分	不交付団体分
1 地方譲与税	358,274	△ 196	△ 408	357,670	188,700	168,970
2 入場譲与税	13,543	—	1,200	14,743	12,475	2,268
3 地方道路譲与税	7,275	—	428	7,703	6,167	1,536
4 地方交付税	137,403	—	2,090	139,493	139,493	—
5 たばこ専売特別交付金	4,474	—	—	4,474	4,474	—
6 臨時地方財政特別交付金	—	16,000	—	16,000	16,000	—
7 国庫支出金	275,739	△ 5,430	2,951	273,260	219,751	53,509
(1) 義務教育国庫負担金	73,700	—	1,200	74,900	64,376	10,524
(1) その他の普通補助金	67,319	—	2,200	69,539	55,275	14,264
(1) 公共事業費補助金	117,391	△ 5,430	△ 469	111,492	89,750	21,742

1	一般	65,910	△	5,430	1,077	61,557	48,779	12,778
2	災害	51,481	△	1,546	49,935	40,971	8,964	8,964
3	失業対策事業国庫負担金	16,820	—	—	16,820	9,841	6,979	6,979
4	奄美群島復興事業費補助金	509	—	—	509	509	—	—
5	地方	79,000	△	700	78,300	66,700	11,600	11,600
6	雑	107,211	—	—	107,211	75,710	31,501	31,501
7	(イ) 使用料、手数料	33,626	—	—	33,626	24,666	8,960	8,960
8	(ロ) 雑	73,585	—	—	73,585	51,044	22,541	22,541
9	歳入合計	982,919	—	9,674	6,261	998,854	729,470	269,384

参考

昭和30年度地方財政計画の修正所要額(第二次)の内訳に関する調

(単位百万円)

事 項	金額	左 の う ち		歳 出 合 計	6,261	4,382	1,879
		交付団体分	不交付団体分				
I 歳 出							
A 消費的経費							
1 期末手当(0.25月分)の増	5,894	4,550	1,344	408	△	411	3
2 生活保護費の増	2,945	1,178	1,767	1,200	△	991	209
3 その他普通補助金に伴う経費の減	△ 248	△ 203	△ 45	428	△	350	78
4 小計	8,591	5,525	3,066	2,090	△	2,090	—
5 旅費、物件費等の節約による減	△ 936	△ 700	△ 236	2,951	△	1,362	1,589
6 小計	7,655	△ 4,825	△ 2,830	1,200	△	1,035	165
B 投資的経費							
1 一般公共事業費の増	2,148	1,804	344	2,356	△	942	1,414
2 現年災害復旧事業費の減	△ 2,494	△ 2,247	△ 247	1,200	△	1,035	165
3 小計	△ 346	△ 443	△ 97	2,951	△	1,035	165
4 合計	7,309	4,382	2,927	6,261	△	4,382	1,879
C 地方交付税の不交付団体における財政計画外の歳出の減	△ 1,048	—	△ 1,048	6,261	△	4,382	1,879

備考 その他普通補助金に伴う経費の減の主なるものは、被害農家貸付資金利子補給金及び繰戻定額補助金等である。

通会計における地方債を漸減すること。

- 6 公営企業に対する地方債を増額すること。
- 7 合併市町村の育成を図ること。

以上を具体的指針として策定した。特に従来問題とせられた既定財政規模については、この際根本的に再検討を行うこととし、給与費については給与実態調査の結果に基づき、その算定を適正化するとともに、給与費以外の経費についても、昭和29年度決算を基礎としその分析の上に合理的な金額を算出することとした。従つて昭和31年度地方財政計画は、昭和25年度の決算を基礎とした従来の地方財政計画にはその趣を全く異にし、既定財政規模の概念は存在しない。

〔2〕昭和31年度地方財政計画の策定に当り、前提として考慮された地方行政制度に関する改正事項中主要なものは次の通りである。

- 1 行政制度等の改革
 - 1 地方団体の機構及び運営の簡素合理化
 - 2 市町村公平委員会等の廃止統合
 - 3 教育委員会の委員の公選制の廃止及び教育委員会制度の簡素合理化
 - 4 停年制の実施
 - 5 義務教育職員に係る恩給費の半額国庫負担制度の創設
- II 国庫補助負担金制度の改革
 - 1 河川、砂防その他各種国庫補助負担金の補助負担率の引上及び国の直轄事業に係る地方団体の分担金の軽減
 - 2 補助基本額及び補助単価の合理化
- III 自主財源の増強等
 - 1 都市計画税及び軽油引取税の創設並びに国有及び公有施設につき固定資産税相当額の交付金を所在地市町村に交付する制度の創設等地方税源の充実
 - 2 入場税の全額譲与及び不交付団体の譲与額に制限を加えること

による財源調整機能の強化

- IV 地方交付税の税率の25%（現行22%）引上
- V 財政再建債の増額による地方財政再建整備の促進

〔3〕現行制度に基づいて算定した昭和31年度の地方財政収支は次表に掲げるように、歳入歳出差引交付団体において34,488百万円の歳入不足となるが、これに対し次のように措置することにより、収支の均衡を得ることとなる。

昭和31年度地方財政収支の見込額に関する調査
（現行制度）（単位百万円）

事 項	総 額	左 の ち	
		交付団体分	不交付団体分
A 歳 出			
I 消費的経費	403,829	317,038	86,791
1 給 与 費	7,044	4,842	2,202
(a) 議員委員の報酬等	153,073	135,077	17,996
(b) 義務教育職員 児童、生徒増に伴う教員の増 その他	2,156	1,849	307
(c) 警察職員	150,917	133,228	17,689
(d) 一般職員及び義務 職制以外の教員等	37,361	26,302	11,059
(e) 恩給費及び退隠料	206,351	150,817	55,534
2 公 債 費	19,892	15,616	4,276
3 公 債 費	62,392	47,524	14,868
4 物件費及びその他の経費	272,537	200,741	71,796
(a) 旅 費	16,488	12,827	3,661
(b) 維持修繕費	17,660	12,697	5,067
(c) その他	238,389	175,317	63,072
a 国庫補助負担金を伴うもの	106,200	81,093	25,107
b 国庫補助負担金を伴わないもの	132,189	94,224	37,965

昭和31年度地方財政計画

(単位百万円)

歳入	交付団体分		不交付団体分	
	左	右	左	右
1 地方税(譲与税を含む)	12,066	9,970	2,096	
(1) 地方税制度の合理化による増減	△ 800	△ 434	△ 366	
(2) 地方税源の配分合理化(入湯譲与税)	1,622	3,122	△ 1,500	
(3) 地方税等の充実	11,244	7,282	3,962	
a 三公社、国有林野等	5,873	4,341	1,532	
b 軽油引取税	2,454	1,917	637	
c 都市計画税	2,917	1,024	1,893	
2 地方交付税の増(税率引上)	19,391	19,391	—	
3 公共事業費の補助率引上及び節約等に伴う国庫支出金の増減	51	84	135	
4 普通補助金の整理等に伴う国庫支出金の減	△ 884	△ 562	△ 322	
5 地方債の削減	△ 7,500	△ 7,500	—	
6 雑収入の増	3,184	2,735	449	
(1) 受益者担金制度の充実	500	423	77	
(2) その他	2,684	2,312	372	
歳入計	26,308	23,950	2,358	
不足財源に対する措置計	39,338	34,488	4,850	
Ⅱ 再差引過不足額	(—)	—	13,552	

以上により、算定せられた昭和31年度地方財政計画においては、その歳入及び歳出は、地方交付税の交付団体分 790,546 百万円、不交付団体分 255,124 百万円、計 1,045,670 百万円となり、昭和30年度修正地方財政計画に比較して、約 53,077 百万円の増加となる。

事項	総額	左の右	
		交付団体分	不交付団体分
A 歳出			
1 消費的経費			
1 給与費	401,169	314,490	86,679
(1) 議員委員の報酬等	6,085	4,015	2,070
(2) 義務教育職員	153,073	135,077	17,996
(3) 警察職員	37,361	26,302	11,059
(4) 一般職員及び業務副以外の教員等	204,650	149,096	55,554
(5) 恩給費及び退職料	19,892	15,616	4,276
(6) 公債費	62,392	47,524	14,868
(7) その他	221,247	199,328	21,919
(8) 生活保護費及び児童保護費等	102,111	78,088	24,023
(9) 国庫補助金等	169,136	121,240	47,896
消費的経費計	754,700	576,958	177,742
Ⅱ 投資的経費			
1 公共事業費	173,509	143,483	30,026
(1) 一般事業費	118,161	92,149	26,012
(2) 災害復旧費	55,348	51,334	4,014
(3) 失業対策事業費	30,554	17,335	13,219
(4) 普通失業対策費	24,021	13,403	10,618
(5) 特別失業対策費	6,533	3,932	2,601
(6) 単独事業費	73,355	52,770	20,585
(7) 一般事業費	67,273	47,245	20,028
(8) 災害復旧費	6,082	5,525	557
投資的経費計	277,418	213,588	63,830

昭和30年1月10日現在において行われた国、地方を通ずる公務員の給与実態調査の結果に基き、国家公務員の給与準価に比準して計画上の給与準価を改訂する外、人員については、昭和29年度及び昭和30年度に予定せられた整理人員等18,563人を控除し、更に9,552人を昭和31年度において行政整理等により退職せしめることを期待し、昇給率及び勤務地率についても所要の是正を行った。

なお、給与実態調査の結果によれば、地方公務員数についてはなお合理化の余地があると考えられるので、できるだけすみやかな機会に標準職員数を算定し、両者の差額については計画的に合理化を行うことを予定している。

既定の財政計画に比し、是正した本俸月額準価は昭和30年1月10日現在においては次の表の通りであり、右整理に要する退職手当は2,951百万円を算定している。

月額本俸単價の比較に関する調

區	昭和30.1.10		比	
	実態調査本俸(A)	是正本俸(B)		(A)-(B)
〔道 府 県〕				
一 般 職 員	交 不	13,086	12,717.	369
		16,887	13,459	3,428
義務制以外の教員				
高 等 学 校	交 不	19,777	19,704	73
		22,525	20,914	1,611
大 学	交 不	23,704	23,080	124
		28,085	25,504	2,581
そ の 他	交 不	15,993	15,769	224
		19,418	16,952	2,466
			(30.10.1現在)	
義務教育職員	不	19,805	15,946	3,859
小 学 校	不	18,374	16,783	1,591
中 学 校	不	20,194	16,227	3,967

歳 入	歳 出	繰上	繰下
1 地 方 通 税	356,078	397,684	39,606
普 通 税	358,078	386,143	28,065
目 的 税	—	5,749	5,749
そ の 他	—	5,792	5,792
2 地 方 譲 与 税	20,818	23,641	2,823
人 場 譲 与 税	13,543	16,221	2,678
地 方 道 路 譲 与 税	7,275	7,420	145
3 地 方 交 付 税	137,403	162,798	25,395
4 たばこ専売特別地方配付金	4,474	—	△ 4,474
5 臨時地方財政特別交付金	16,000	—	△ 16,000
6 国 庫 支 出 金	270,309	277,830	7,521
義務教育国庫負担金	73,700	76,950	3,250
その他の普通補助金	67,319	70,312	2,993
公共事業費補助負担金	112,470	111,388	△ 1,082
失業対策事業費負担金	16,820	19,180	2,360
7 地 方 債 入	78,300	71,500	△ 6,800
8 雑 入 合 計	107,211	112,217	5,006
	992,593	1,045,670	53,077

〔第二歳出の概要〕

〔1〕消費的経費

給 与 費	交付団体分	不交付団体分
1 一般職員及び義務教育以外の教職員の給与費(除く臨時職員)	401,169百万円	314,490百万円
	〔交付団体分〕	86,679百万円
	〔不交付団体分〕	144,185百万円
	197,224百万円	53,039百万円
	〔交付団体分〕	
	〔不交付団体分〕	

事務職員 不 17,173 13,361 3,812

〔市 町 村〕

職 員	11,175	11,356	△ 181
義務制以外の教員			
高 等 学 校	20,481	19,825	656
大 学	24,665	23,706	959
そ の 他	9,783	9,460	323

(注) 交とは交付団体をいい、不とは不交付団体をいう。

2 警 察 職 員 37,361百万円 {交付団体分 26,302百万円
不交付団体分 11,059百万円}

最近における犯罪の増加、交通取締対象の増加等治安の諸情勢にかんがみ、昭和31年度に実施を予定せられた警察官の行政整理は当然の間延期せられることとなつたので、昭和31年度の定員は昭和30年度末の121,942人(内警察官117,690人、巡査見習生4,252人)とし、事務職員についてのみ予定通り1,203人の整理が行われるものとした。なお、昇給率については一般職員と同率とし、単価については、昭和29年に行われた実態調査の結果を基礎として推計した。

3 義務教育職員 153,073百万円 {交付団体分 135,077百万円
不交付団体分 17,996百万円}

義務教育国庫負担金の算定の基礎に準拠し、昭和30年度末の人員を小学校336,481人、中学校190,276人、義務制盲ろう学校4,008人とし、昭和31年度における昇給率は平均2%とし算定するとともに、昭和31年度において増加する児童生徒数510,877人(小学校391,611人、中学校119,266人)に対する教職員の要増加数を次により7,418人と算定し、所要額を見込むとともに、義務制盲ろう学校教職員の増加数を501人として算出した。

増加教員算定方法

區 分	増加算級数		算 定 方 法	
	政 令	その他	政 令	そ の 他
小 学 校	464	5,455	政令第106号による	増加学級×1人
中 学 校	304	955	〃	増加学級×1人
計	768	6,450		

4 臨時職員 7,426百万円 {交付団体分 4,911百万円
不交付団体分 2,515百万円}

給与実態調査の結果判明した臨時職員数に基き、経常財源により交付せられる臨時職員は61,879人とし、国庫予算の単価に比準して年間平均単価を120,000円として算定した。

なお、以上のほか議員、委員の報酬等として6,085百万円(うち交付団体分4,015百万円)がある。

II 恩給及び退職料 19,892百万円 {交付団体分 15,616百万円
不交付団体分 4,276百万円}

昭和29年度決算の分析に基き、同年度におけるあるべき恩給費を18,392百万円と推定し、昭和30年度及び昭和31年度における増加指数を1.03%とし、これに国家公務員における文官恩給の是正等の実施に伴う地方公務員の是正に要する額を300百万円と推定し、前者を合算して所要額を算定した。

III 公 債 費 62,392百万円 {交付団体分 47,524百万円
不交付団体分 14,868百万円}

既発行地方債の借入先別に昭和31年度における償還額を推定するとともに、昭和31年度における新規発行額715億円について下記の通りの積算を行い、合計82,392百万円と積算した。昭和30年度に比して、元金において76億円、利子において36億円、合計112億円の増加である。

發行額 715 億円に係る公債費額調

(単位百万円)

区分	借入額	借入条件	平均利率	償還額		
				元金	利子	計
政府資金	52,000			—	1,691	1,691
一般債	43,000	4年据置11年均等償還	0.0325 (0.065)	—	1,398	1,398
退職債	6,000	1年据置2年均等償還	〃	—	195	195
借替債	3,000	1年据置4年均等償還	〃	—	98	98
公	19,500			236	780	1,016
一般債	14,500	1年据置4年均等償還	0.04 (0.080)	—	580	580
借替債	5,000			236	200	436
据置分	2,500	1年据置4年均等償還	〃	—	100	100
その他	2,500	据置なし5年均等償還	〃	236	100	336
計	71,500			236	2,471	2,707

(註) 括弧書は年間平均利率である。

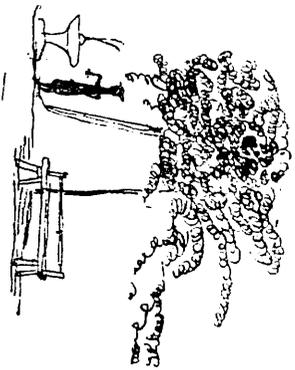
IV 旅費及びその他物件費

271,247 百万円	{ 交付団体分	199,328 百万円
	{ 不交付団体分	71,919 百万円

1 国庫補助費撥金を伴う経費

102,111 百万円	{ 交付団体分	78,088 百万円
	{ 不交付団体分	24,023 百万円

昭和31年度国庫予算における普通補助負担金について、法定又は予算に定められた国庫補助負担率により、地方負担額を算出し、両者を合計した額である。昭和30年度地方財政計画に比較して、主要経費についての増減額は下記の通りである。



経 費 名	昭 和 30 年 度			昭 和 31 年 度			比 較		
	国 費	地 方 費	計	国 費	地 方 費	計	国 費	地 方 費	計
生 活 保 護 費	34,652	8,986	43,638	36,066	9,344	45,410	1,414	358	1,772
児 童 保 護 費	5,925	1,534	7,459	6,032	1,580	7,612	107	46	153
北海道警察行政費及び施設費	3,204	3,204	6,408	3,394	3,394	6,788	190	190	380

2 国庫補助負担金を伴わない経費

交付団体分 121,240百万円
不交付団体分 47,896百万円
169,136百万円

昭和29年度決算を基として、之に昭和30年度中の節約率を府県15%、市町村10%とするとしても、町村合併の推進に伴う節約額1,500百万円、北海道府県及び市町村教育委員会の公選制の廃止1,520百万円等を控除して算出した。なお、町村合併の推進に伴う経費の節減額は下記の要領により推定した。

即ち、モヅル町村と目される町村について調査し、これを平均した結果によると、5ヶ町村合併した場合の合併前の5ヶ町村の合算額と合併後の町村の所要額とは約2,905千円の減少が見られるので、この減少町村1ヶ町村当りでは726千円減少したことになる。又その減少の状況とみると、概ね合併年度には減少は見られず、合併後第1年度に1割、第2年度に3割、第3年度に6割、第4年度に8割、第5年度から金額減少されることになるので、その割合により算定すると、昭和31年度までの減少見込額の累計額は1,902百万円となり、このうち昭和29年度以後における減少見込額は、昭和29年度までの減少見込額402百万円を控除した1,500百万円となるものである。

(2) 投資的経費 277,418百万円 [交付団体分 213,588百万円
不交付団体分 63,830百万円]

1 公共事業費

昭和31年度国庫予算の国庫補助負担金を基として、第1表の国庫補助負担率の変動を勘案の上、地方負担の所要額を算出し、前者の合算額により算定した。

なお、災害復旧事業費(補助事業費)については、その復旧率を、昭和27年度以前40%、昭和28年災32.7%、昭和29年災34.2%、昭和30年災51.6%としてゐる。昭和30年度における公共事業費との比較は第2表の通りであり、総額において6,133百万円の減、地方負担額において5,034百万円の負担の軽減となつてゐる。

第1表

昭和31年度公共事業費補助率(負擔率)の改訂に因する調

事 項	内 地		北 海 道	
	旧	改	旧	改
(河 川)		%		%
直轄河川改修補助		%		%
河川改修補助	0.4	0.4	0.5	0.6
中 小 河 川	0.5	0.6	0.5	0.6
海岸堤防修築費補助	0.5	0.5	0.5	0.5
海岸堤防修築	0.4	0.6	0.4	0.6
海岸浸蝕対策	0.6	0.6	0.6	0.6

(綜合開列)

直轄河川綜合開列事業費
河川綜合開列事業費補助

2% 3%
0.5 0.6

(砂防)

直轄砂防事業補助
砂防事業補助
通常砂防
緊急砂防
地元対策

2% 3% 3% 3% 3%
3% 3% 3% 3%

(治山)

直轄治山事業補助
治山事業補助
山地

2% 3%
3% 3% 3%

(造林)

造林事業補助
樹苗育成
(差額補正(一切格))

0.2 1.0
0.2 1.0

(道路)

直轄道路修費補助
直轄道路修費補助
道路修費補助

2% 3%
3% 3%

(国道)

道路改良
踏切除却
橋梁整備

2% 3%
2% 3%
2% 3%

舗装改良
特殊改良
補修
災害防除

2% 2% 2% 2%
1/2 1/2 1/2 1/2

(地方道路分)

道路改良
橋梁整備
舗装新設
特殊改良
特種補修
災害防除

10% 10% 10% 10% 10% 10%
1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2
3% 3% 3% 3% 3% 3%
3% 3% 3% 3% 3% 3%
1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2

(港灣)

直轄港灣修費補助
特定重要港灣
重要港灣
港灣改良修費補助
特定重要港灣

0.5~1 0.6~1
0.5~0.8 0.6~0.8
0.5~1 0.6~1
0.3~0.5 0.3~0.6
0.5~1 0.6~1

重要港灣
重要港灣
重要港灣
重要港灣
重要港灣

0.4~1 0.5~1
0.4~1 0.5~1
0.4~0.75 0.5~1
0.4 0.5

(漁港)

漁港改良修費補助
1
2
3

0.4~1 0.5~1
0.4~1 0.5~1
0.5~1 0.6~1

(単位百万円)

公共事業費の前年度との比較に関する調

第2表

都 市	昭和30年度				昭和31年度				比較	
	国費	地方費	計	増減	国費	地方費	計	増減	計	
(都 市)										
都市施設整備事業費補助										
街 路	1/2%	3%	1/2%	3%						
(災害関連)										
港湾災害円助成										
災害復旧助成										
災害復旧対策										
新 潟	0.4	0.6								
土木助成										
災害円助成										
河川等災害円助成										
災害復旧助成(河川)										
同(海岸)										
災害円助成										
山地施設災害円助成										
漁港施設災害円助成										
公 共										
食糧増産	19,919	15,922	35,841	21,231	13,201	34,432	1,312	△ 2,721	△ 1,409	
災害復旧	4,393	3,908	8,301	4,917	4,142	9,059	524	234	758	
文教施設	4,899	4,099	8,998	4,816	3,463	8,279	83	△ 636	△ 719	
厚生施設	5,109	7,420	12,529	5,546	7,971	13,517	437	551	988	
公道整備	2,921	5,174	8,095	2,030	3,984	6,014	891	△ 1,190	△ 2,081	
臨時就業	9,244	7,766	17,010	10,160	8,239	18,399	916	473	1,389	
奄美復興	14,012	10,342	24,354	13,665	7,084	20,739	357	△ 3,258	△ 3,615	
小 計	509	161	670	509	161	670	—	—	—	
	61,006	54,792	115,798	67,682	50,479	118,161	6,676	△ 4,313	2,363	

災害	共	昭和30年度			昭和31年度			比較増減		
		国費	地方費	計	国費	地方費	計	国費	地方費	計
公文書	44,040	8,774	63,814	36,962	8,449	45,461	△7,078	△	276	△7,353
厚生公敏	638	319	957	244	122	366	△394	△	197	△591
管住宅	11	12	23	—	—	—	△11	△	12	△23
害復旧	425	211	636	187	93	280	△238	△	118	△356
予備費	1,367	547	1,914	1,313	428	1,741	△54	△	119	△173
小計	5,000	2,500	7,500	5,000	2,500	7,500	—	—	—	—
合計	51,481	12,363	63,844	43,706	11,642	55,348	△7,775	△	721	△8,496
合計	112,487	67,155	179,642	111,388	62,121	173,509	△1,099	△	5,034	△6,133

2 失業対策費 30,554百万円 {交付団体分 17,385百万円 不交付団体分 13,219百万円}

公共事業費と同じく、昭和31年度国庫予算の負担額を基として算出した。ただし、補助基本単価の是正に伴い、従前と異つて、所謂超過負担額は見込んでいない。なお、その普通失業対策事業費、特別失業対策事業費の内訳は次の通りである。

失業対策費の内訳 (特別失効を含む)

区分	昭和30年度			昭和31年度			比較増減		
	国費	地方費	計	国費	地方費	計	国費	地方費	計
普通	13,330	10,231	23,561	15,680	8,341	24,021	2,350	△1,890	460
特別	3,400	1,868	5,358	3,500	3,033	6,533	10	1,165	1,175
計	16,820	12,099	28,919	19,180	11,374	30,554	2,360	△725	1,635

(注) 1 普通失効の増は、資材費の補助率引上による増である。 2 特別失効は事業費の増に係るものである。

- 3 單獨事業費 73,355百万円 {交付団体分 52,770百万円 不交付団体分 20,585百万円}
 - 昭和30年度地方財政計画額 73,191百万円を基とし、之に災害復旧費の変動、住宅公団出資金の変動及び町村合併の推進に伴う單獨事業費の増加額を加減して算定した。細目は次表の通りである。
 - 1 30年度地方財政計画額 73,191百万円
 - 2 過年度災害復旧費及び現年度災害復旧費分の増減 △ 3,961
 - 3 住宅公団に対する出資金の減 △ 1,200
 - 4 町村合併に係る建設事業費の増 △ 5,825
 - 計 73,355
- なお、本経費中には奄美群島復興事業費 670百万円が含まれてい

るが、これは昭和31年度国庫予算を基とし、定められた国庫補助
 費比率により算出したものであり、之により奄美群島の復興事業計画
 は昭和31年度末において約22～23%の進捗率を示すこととなる。

〔3〕 地方交付税の不交付団体における財政計画外歳出 13,552百万円

地方交付税の不交付団体における税収入その他の歳入の規模に依じ
 て、財政計画における歳出の規模をこえて行われる歳出規模であり、
 昭和30年度地方財政計画に比して17,371百万円の減である。

〔第三歳 入〕

〔1〕 地方税収入 397,684百万円 { 交付団体分 285,046百万円
 不交付団体分 162,638百万円

現行制度に非ず地方税収入は次表のとおり387,240百万円であり、昭
 和30年度に比して29,162百万円の増加であり、之を基とし改正によ
 る税収入の増減を次の通り算定し、両者の合算額を掲げた。

増 減 の ま ね る 事 項

I 道 府 縣 税	
1 自動車税	△ 297
2 娯楽施設利用税	△ 38
3 道府県民税	1
4 軽油引取税	2,454
計	2,120

II 市 町 村 税

1 固定資産税	5,873
2 電気ガス税	△ 400
3 都市計画税	2,917
計	8,324
合 計	10,444

税 目	道 府 県		税	
	昭和30年度	現行法	昭和31年度	改正案
I 普 通 税				
1 道府県民税	22,181	25,538	25,539	
均等割	2,065	2,195	2,195	
所 得 割	235	261	262	
法 人 割	10,979	11,822	11,822	
2 事 業 税	8,002	11,260	11,260	
個 人 税	80,434	86,932	86,932	
3 不 動 産 取 得 税	19,812	17,828	17,828	
法 人 税	60,622	69,104	69,104	
4 道 府 県 民 住 宅 消 費 税	4,800	4,350	4,350	
5 娯 楽 施 設 利 用 税	10,310	18,864	18,864	
6 遊 興 飲 食 税	2,150	1,399	1,361	
7 自 動 車 税	16,350	16,592	16,592	
8 飲 酒 区 区 税	8,657	8,933	8,636	
9 狩 猟 者 税	460	456	456	
10 法 定 外 旧 法 租 收 入	320	325	325	
11 道 府 県 固 定 資 産 税	476	398	398	
計	1,481	2,200	2,200	
計	147,619	165,987	165,653	

Ⅰ 目的税

燈油引取税

2,454

合計

147,619

165,987

168,107

町 村 税

税 目

昭和30年度

現行法

改正案

Ⅰ 普通税

1 市町村民税

66,188

68,120

68,122

均等割

6,901

6,972

6,972

所得割

876

589

591

法人税

42,288

42,947

42,947

固定資産税

16,123

17,612

17,612

土地

96,992

101,927

107,800

家屋

41,235

42,983

43,013

資産

40,818

43,749

43,785

その他

14,939

15,195

15,210

自転車荷車税

3,853

4,000

4,000

市町村たばこ消費税

20,619

21,223

21,223

電気ガス税

18,214

20,859

20,459

徴収税

1,759

1,883

1,883

木材引取税

1,656

1,804

1,804

-7 131 27 236" data-label="Text">

入湯税

-7 273 27 314" data-label="Text">

300

-7 362 27 403" data-label="Text">

300

-7 452 27 491" data-label="Text">

300

-17 131 37 236" data-label="Text">

法定外口法税収入

-17 273 37 314" data-label="Text">

500

-17 362 37 403" data-label="Text">

759

-17 452 37 491" data-label="Text">

691

-27 131 47 236" data-label="Text">

小計

-27 273 47 314" data-label="Text">

210,081

-27 362 47 403" data-label="Text">

220,875

-27 452 47 491" data-label="Text">

226,282

Ⅱ 目的税

1 都市計画税

2,917

2 その他

378

378

378

小計

378

378

3,295

合計

210,459

221,253

229,577

総計

358,078

387,240

397,684

普通税

357,700

386,862

391,953

目的税

378

378

5,749

(注) 1 法人税割及び法人事業税の現行法割については法人税の一部改正による増収分を含んでいる。
2 交付金制度の創設に伴う割のうちには、現行の国右林野交付金 320 百万円が含まれている。

〔2〕 種与税収入 23,611 百万円 { 交付団体分 21,820 百万円
不交付団体分 1,821 百万円 }

入場譲与税法及び地方道路譲与税法に基く収入であり、その内訳は、入場譲与税 16,921 百万円 (内交付団体分 15,648 百万円) 地方道路譲与税 7,420 百万円 (内交付団体分 6,172 百万円) であるが入場譲与税中には入場譲与税法の改正による増 1,622 百万円 (内交付団体分 3,122 百万円) を、地方道路譲与税収入中には昭和 29 年度の精算分 1,835 百万円 (内交付団体分 1,637 百万円) を含んでいる。

〔3〕 地方交付税 162,798 百万円

国税所得税、法人税及び酒税の昭和 31 年度見込額 646,365 百万円の 25% の額 161,591 百万円に、昭和 29 年度分の清算分 1,207 百万円を加えた額であり、昭和 30 年度に比して 25,395 百万円の増加である。

(4) 国庫補助負担金 277,830百万円 {交付団体分 227,390百万円
不交付団体分 50,440百万円
義務教育費国庫負担金、生活保護費国庫負担金等消費的経費に対す
る国庫補助負担金 147,262百万円と一般公共事業費国庫補助負担金、
失業対策事業費国庫補助負担金等投資的経費に対する国庫補助負担金
130,568百万円との合計額であり、昨年度に比して、義務教育費国庫負
担金 3,250百万円の増、その他の普通補助金 2,993百万円の増、公共事
業費補助負担金 1,082百万円の減、失業対策事業費 2,860百万円の増、
となつている。

(5) 地方債 71,500百万円 {交付団体分 60,000百万円
不交付団体分 11,500百万円
政府資金によるもの 52,000百万円、公募によるもの 19,500百万円であ
り、総額において、昨年度に比し 7,500百万円の減である。なお、こ
の中には借替債80億円、退職債 60億円を含むので、一般事業債は 575
億円であり、前年度に比較し 185 億円の減となつている。

なお、この外に公営企業会計として 365 億円、財政再建債充当分
200 億円があり、これらを合計すると政府資金分 810 億円、公募分
290 億円、合計 1,130 億円となる。

(6) 雑収入 112,217百万円 {交付団体分 83,492百万円
不交付団体分 28,725百万円
使用料手数料及び雑収入の見込額であり、昨年度に比して 5,006百
万円を見込んだ。その増減額はおおむね次の通りである。

- (1) 授業料の増 2,391百万円、高等学校等の授業料を2割程度引上げ
及び生徒増に伴う増加額である。
- (2) 手数料の増 50 百万円、地方公共団体手数料等の料率改訂によ
る増加額である。

- (3) 人口増等に伴う増 726 百万円
- (4) 競馬競輪の平日開催による増 1,562百万円
- (5) 受益者負担金制度の充実による増 500 百万円

昭和31年度地方財政計画に関する木田国務大臣説明要旨

ただ今お手元配付いたしました昭和31年度地方財政計画につきまして、その
概要を御説明申し上げます。

昭和31年度地方財政計画の策定に当りましては、我が国経済及び地方財政の現
況にかんがみ、地方制度調査会等の答申の趣旨をも尊重の上、国の予算編成方針
に即応して、今後地方財政に赤字の発生をみないよう、地方財政計画の合理化を
図ることを根本方針といたしました。この方針に基づき、計画策定の具体的指針と
いたしましたのは次の七項目であります。

- 1 給与実態調査の結果に基づき地方財政計画との給与費の算定を適正化するほか
物件費その他の経費についても、昭和29年度決算を基礎として再算定を行いそ
の合理化を図ること。
- 2 各都国庫補助負担金の補助負担率の引上げ、補助負担単価及び対象の合理化
を図ることにより、地方負担の軽減を図ること。
- 3 教育委員会委員の公選制の廃止その他地方行政機構及び運営の簡素合理化を
図ること。
- 4 自主財源の増進、地方交付税の税率の引上げ等の措置を講ずることにより地
方財源の充実を図ること。
- 5 公債費の累積を緩和するため財源の充実の措置と相まって、普通会計におけ
る地方債の額を漸減すること。
- 6 公営企業会計の地方債を増額する点と。
- 7 合併市町村の育成を図ること。
また本計画策定の前提といたしました地方行政制度の改革点の主なるもの
は、

- 第一に 地方自治法を改正して、地方団体の機構及び運営の簡素合理化を図ること。
- 第二に 地方公務員法を改正して地方公務員について停年制を実施する道をひろくとも、市町村公平委員会の廃止統合を行うこと。
- 第三に 教育委員会の委員の公選制を廃止し、及び教育委員会制度の簡素合理化を図ること。
- 第四に 義務教育職員の恩給費について、その半額を国庫が負担する制度を創設すること。
- 第五に 河川、砂防等に係る国庫補助負担率を引上げ、及び国の直轄事業に係る地方団体の分担金を軽減すること。
- 第六に 受益者負担の制度を拡張し、施設充実に要する財源を確保するため、目的税として軽抽引取税及び都市計画税を創設するとともに国及び地方団体の所有する「公用及び公共用」以外の固定資産につき、国及び地方団体から当該固定資産所在の市町村に対し、固定資産税に相当する額の交付金を交付する制度を創設する等地方税源の充実を図ること。
- 第七に 入場料と雑費を改正し、入場料の全額を譲与することとするともに、地方交付税の不交付団体に交付する入場料と雑費については、これを制限して他の団体に再譲与することとし、財源調整の機能を強化すること。
- 第八に 地方交付税法の一部を改正して、交付当該率を百分の二十二から百分の二十五に引上げるとともに、算定方法の合理化を図ること。
- 等の諸点であります。右の外、国の予算においては、補助基本額及び補助単価につき、可及的に是正措置を講じ、公債費の取立を緩和するため国庫発行地方債の借替の実施、起債条件の合理化を図り普通会計における地方債は可及的に一般財源に振り替えるとともに公営企業会計の地方債を増額することとし、また財政再建債を増加して、地方団体の財政の再建に遺憾なきを期することといたしました。
- 以上のような前提の下に昭和31年度の地方財政規模を算定いたしました結果、その歳出規模は1,045,670百万円となり、昭和30年度修正地方財政計画の財政規模に比して約53,077百万円を増加することになりました。
- 次に歳出及び歳入の主な事項につきまして簡単に申し上げます。

先づ第一に歳出であります。

その一は給与費であります。給与費につきましては、給与実態調査の結果が明らかになりましたので、これに基づき、給与単価、職員数、昇給率等につきまして所掌の改訂を行い、その適正化を図るとともに、明年度増加する児童生徒数に対応する義務教育職員に係る増加額を見込み、総額401,169百万円と算定いたしました。その結果、前年度に比し27,917百万円の増加となっております。ただ職員数につきましては、町村合併の推進、停年制の実施等により、なお相当の合理化が期待せられますので、できるだけゆとりある標準職員数を算定し差額の縮少を行うこととし、とりあえず明年度においては約10,000人程度の整理を期待することといたしました。また、適正給与総額を上廻る部分については、地方団体の自主的処理を期待することといたしました。

その二は恩給費であります。恩給費につきましても、かねてその算定の合理化が問題とせられ、昭和30年度修正地方財政計画において、その大部分を是正したのであります。今回更に昭和29年度決算の分折の上になつて是正を行つたのであります。その結果前年度に比し753百万円の増加となっております。

その三は、公債費であります。公債費につきましては、その果増が地方財政の窮乏を激化するものとして、夙に改善が叫ばれていたものであります。本計画におきましては普通事業債を185億円減する他、借替債80億円を準備することにより、その緩和を図ることといたしました。

その四は、その他の消費的経費であります。このうち国庫補助負担金を伴います経費については、それぞれの予算額に基づいて精算を行い、その他の経費につきましては、昭和29年度決算を基礎として再算定を行いました。

国庫補助負担金を伴うものにつきましては、国庫補助負担金の基本額について合理化が行われておりますが、前年度に比して2,604百万円の増、その他の経費につきましては相当額の増加となつております。

なお、その他の経費の算定の基礎には、増加義務教育職員の旅費の増32百万円、町村合併の進行に伴う減3,741百万円、人口増等による経費の増2,442百万円が含まれております。

その五は、公共事業費であります。公共事業費については、国の予算額に基づき精算したのであります。昭和30年度修正地方財政計画の事業費総額に比較して

6,133 百万円の減となっております。特に国庫補助負担率について相当大幅な引き上げが行われておりますので、地方負担額のみについては8,148百万円の増減が図られたこととなります。

その六は、失業対策事業費であります。失業対策事業費につきましては、公共事業費と同様の方法により積算を行ったのでありますが、前年度に比し事業費総額において1,635百万円の増加となっております。

その七は、単独事業費であります。単独事業費につきましては、昭和30年度修正地方財政計画において、相当の修正が行われておりますので、この額を基本とし、災害復旧事業等当然の減少及び合併新市町村建設事業費の増を加減した結果73,355百万円となり、前年度に比して164百万円の増加となっております。

その八は、不交付団体における計画外歳出であります。給与費の足正等によりその額は13,552百万円となり、前年度に比して約174億円の減となっております。

第二は歳入であります。

その一は、税収入であります。税収入につきましては昨年行いました税制改正の平年度化、一般経済状況の推移、昭和30年度中における国民所得の増加等により約27,774百万円の自然増加が予定せられるのでありますが、地方税源充実措置により約11,244百万円の増収が期待せられるので、合計397,684百万円となり、前年度に比し39,606百万円と大幅な増加を見ております。

その二は、譲与税であります。譲与税収入は、地方道路譲与税率の平年度化による減、昭和29年度分の揮発油譲与税の清算分及び入場税収入の全額を譲与することとしたことによる入場譲与税の増を見込み、2,823百万円の増となっております。

その三は、地方交付税であります。地方交付税は、税率を3%引き上げることによっていたした結果、自然増収分も含め161,591百万円となりこれに昭和29年度分の清算分1,207百万円を加えた額でありまして前年度に比し25,395百万円の増加となっております。

その四は、国庫補助負担金であります。国庫補助負担金は、普通補助金において6,243百万円公共事業費補助金において1,278百万円の増となっており、増加の主なるものは、義務教育費国庫負担金、生活保護費、警察行政費、公共事業費、

失業対策事業費等であります。

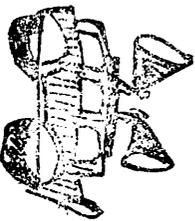
その五は、地方債であります。地方債につきましては、地方財政の現状にかんがみ、地方財源の増強とも既み合せ普通会計における地方債はこれを漸減し、公営企業会計の地方債を増加することを基本方針とした結果、公共事業費の地方債増額の増減とも併せ、普通会計における普通事業債は575億円とし、これに借替債80億、退職手当債60億円を加え715億円としたのであります。

この結果地方債は前年度に比し75億円を減することとなりました。

なお明年度における地方債は右の外公営企業債365億円財政再建債200億円を準備し合計1,280億円となり、前年度に比して14億円の減、その資金別内訳は政府資金840億円、公募440億円となっております。

その六は、雑収入であります。雑収入は、昭和29年度決算をも勘案の上前年度規模を基礎とし、これに人口の自然増による増加額各種使用料、手数料の料率の改訂等による増加額を加減した結果、昭和29年度に比較して5,006百万円の増加となっております。

以上が昭和31年度地方財政計画の概要であります。この計画により従来問題とされていたいわゆる既定財政規模是正の問題は、はた解決をみたものと考えております。最近の地方財政は一段と健全化への努力を重ね、再建の実は、日に日に挙りつつありますが、政府といたしましては、ききに制定をみた地方財政再建促進特別措置法の適実な実施により既往の赤字の整理に努力する傍ら、この計画の実施を通じ、地方財政の健全化の回復になお一層努力いたして参りたいと存じております。



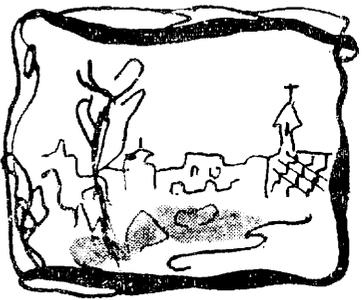
義務教育費国庫負担金2月交付額

文部省では、30年度義務教育費国庫負担金第4・1半期分のうち2月配分額4,974百万円を決定した。都道府県別内訳次のとおり。

義務教育費国庫負担金2月交付額 (単位百万円)

都道府県名	配分額
北海道	295
青森	67
岩手	90
宮城	99
秋田	81
山形	89
福島	121
茨城	112
栃木	87
群馬	90
埼玉	124
千葉	130
東京都	346
神奈川県	148
新潟	156
富山	58
石川	57

徳島	52	88
香川	48	83
愛媛	91	86
高知	60	64
福岡	231	119
佐賀	52	
長崎		
熊本		
大分		
宮崎		
鹿児島		
計	4,974	



題名	公布		施行日	改正		備考
	年月日	番號		年月日	番號	
北海道恩給条例臨時特例	昭三、三、二四	第六六号	昭三、七、一か ら適用	昭三、三、二四	第八七号	
北海道教育委員会教育長の給料額及び旅費額並びにその支給方法に関する条例	昭三、三、三〇	第六九号	昭三、二、一か ら適用	昭三、三、三〇	第九六号	
北海道教育委員会の委員の報酬及び費用弁償条例	昭三、三、三〇	第七〇号	昭三、二、一か ら適用	昭三、三、三〇	第九七号	
公衆浴場法施行条例	昭二、四、一、二	第三号	公布の日	昭二、四、一、二	第一八二号	
旅館業法施行条例	昭二、四、一、二	第四号	公布の日	昭二、四、一、二	第一八三号	
興行場法施行条例	昭二、四、一、二	第五号	公布の日	昭二、四、一、二	第一八四号	
北海道立水産試験場手数料及び使用料条例	昭二、四、一、元	第八号	昭三、四、一か ら適用	昭二、四、一、元	第一八七号	
投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例	昭二、四、一、元	第九号	昭二、四、一、二か ら適用	昭二、四、一、元	第一八八号	
北海道甜菜採種圃条例	昭二、四、二、三〇	第一一号	公布の日	昭二、四、二、三〇	第一八九号	

北海道貿易館条例	昭二四、三、一七	第一四号	公布の日				
北海道立性病病院条例	昭二四、三、三	第一七号	昭二四、四、一	昭二五、二、二	昭二五、二、二	第六三三号	
北海道家畜市場取締条例	昭二四、四、二〇	第一九号	公布の日				
北海道立種畜場及び北海道立種羊場種畜使用料及び手数料条例	昭二四、四、二〇	第二一号	公布の日	昭二五、二、二	昭二五、二、二	第六二二号	
北海道立種畜場及北海道立種羊場家畜血統証明手数料条例	昭二四、四、二〇	第二二号	公布の日	昭二五、二、九	昭二五、二、九	第六二二号	
北海道恩給条例	昭二四、四、二〇	第二五号		昭二五、二、三	昭二五、二、三	第八二二号	大正二、三、元、に、庁令第二四で公布の北海道地方恩給規則を改正
闘犬、闘牛、闘鶏等取締条例	昭二四、六、一	第三五号	公布の日	昭二五、二、三	昭二五、二、三	第八二二号	
北海道立札幌労働会館条例	昭二四、六、一	第三六号	公布の日	昭二五、二、三	昭二五、二、三	第六五号	
北海道立札幌労働会館使用条例	昭二四、六、一	第三七号	公布の日	昭二五、二、三	昭二五、二、三	第六六号	
議会の議決又は住民の一般投票に付すべき財産、營造物又は議会の議決に付すべき契約に関する条例	昭二四、七、六	第四二号	公布の日	昭二五、二、三	昭二五、二、三	第七六号	
北海道工鉱業振興機械類購入貸付条例	昭二四、七、二〇	第四三号	昭二四、四、一か 昭二四、四、一か ら適用	昭二五、二、八	昭二五、二、八	第四九号	
北海道委託衛生試験条例	昭二四、七、二〇	第四五号	昭二四、四、一か 昭二四、四、一か ら適用	昭二五、二、八	昭二五、二、八	第九〇号	衛生試験委託条例昭三 条例三の全面改正
建設業法に基く参考人の費用弁償条例	昭二四、八、二九	第四九号	昭二四、八、三〇			第六三三号	
北海道普通河川及び堤防敷地条例	昭二四、九、一	第五一号	公布の日				

北海道牛馬籍条例	昭 二四、八、三	第六九号	公布の日			
北海道立林業講習所条例	昭 二四、九、二	第七〇号	公布の日			
北海道立林業指導所条例	昭 二四、九、二	第七一号	公布の日	昭 二四、九、二	第九号	
北海道立学校部分林設定条例	昭 二四、九、二	第七二号	公布の日 昭 二四、四、一か ら適用			
北海道有林野部分林設定条例	昭 二四、九、二	第七三号	昭 二四、四、一か ら適用			
北海道沿岸水域の工事取締条例	昭 二四、九、二	第七四号	公布の日	昭 二六、七、七一	第七五号	
北海道管自転車競技条例	昭 二四、九、二	第七八号	公布の日	昭 二六、七、七一	第九五号	
北海道社会教育委員の定数及び任期に関する条例	昭 二四、九、二	第八〇号	公布の日	昭 二七、四	第一八号	
北海道立工業試験場条例	昭 二四、九、二	第八四号	公布の日	昭 二六、四	第三六号	
北海道立農業協同組合講習所条例	昭 二四、九、二	第八八号	公布の日			
北海道議会職員定数条例	昭 二四、八、三	第八九号	公布の日	昭 二六、四、二	第一一五号	
北海道渡松場取締条例	昭 二四、一〇、二	第九〇号	公布の日			
北海道立水産練習所条例	昭 二四、一〇、七	第九一号	公布の日			
北海道登別労働者保養所条例	昭 二四、一〇、一	第九八号	公布の日	昭 二六、二、二四	第七九号	
北海道漁船機関製作設備機械貸付条例	昭 二五、二、四	第二一号	公布の日			

題名	年月日	番	號	施行日	年	月	日	番	號	備考
札幌医科大学条例	昭 三五、三、三	第 四	号	昭 三五、三、三 公布の日 ら適用	昭 三五、三、三	三	三	第 一	第 一	
北海道学校法人助成手続条例	昭 三五、四、一	第 一	二 号	公布の日	昭 三五、四、一	四	一	第 一	第 二	
北海道生業資金貸付条例	昭 三五、四、一	第 一	四 号	公布の日	昭 三五、四、一	四	一	第 一	第 四	
札幌医科大学附属病院使用料条例	昭 三五、四、一	第 二	一 号	公布の日	昭 三五、四、一	四	一	第 二	第 一	
北海道医薬品等検査済証交付条例	昭 三五、四、三	第 二	四 号	公布の日	昭 三五、四、三	四	三	第 二	第 四	
北海道急性中毒患者届出条例	昭 三五、四、三	第 二	五 号	昭 三五、四、三	昭 三五、四、三	四	三	第 二	第 五	
北海道地方労働委員会委員等の報酬及び費用弁償条例	昭 三五、四、三	第 二	六 号	昭 三五、四、三 公布の日 ら適用	昭 三五、四、三	四	三	第 二	第 六	
北海道管札幌競輪場設置及び管理条例	昭 三五、四、三	第 二	七 号	公布の日	昭 三五、四、三	四	三	第 二	第 七	
北海道診療所使用料条例	昭 三五、五、二	第 三	〇 号	公布の日	昭 三五、五、二	五	二	第 三	第 〇	
北海道有林野産物処分特例に関する条例	昭 三五、四、二	第 三	二 号	公布の日	昭 三五、四、二	四	二	第 三	第 二	
北海道林産物検査条例	昭 三五、六、四	第 三	七 号	昭 三五、六、四	昭 三五、六、四	六	四	第 三	第 七	

北海道統計調査条例	昭 二六、四、四 第二五号	公布の日			
北海道図書館協議会条例	昭 二六、四、一 第二一号	公布の日			
北海道図書館条例	昭 二六、四、一 第二〇号	公布の日 昭 二五、七、三 から適用	昭 二六、一〇、三	第一二三号	
職員団体の行う交渉に関する条例	昭 二六、四、一 第一二号	公布の日 昭 二六、二、三 から適用			
職員団体の業務にもつばら従事する職員に関する条例	昭 二六、四、一 第一一号	公布の日 昭 二六、二、三 から適用			
職員団体の登録に關する条例	昭 二六、四、一 第一〇号	公布の日 昭 二六、二、三 から適用			
北海道職員に専念する義務の特例条例	昭 二六、四、一 第九号	公布の日 昭 二六、二、三 から適用			
北海道職員の服務の宣誓条例	昭 二六、四、一 第八号	昭 二六、四、二			
特別職の指定に關する条例	昭 二六、四、一 第七号	公布の日 昭 二六、二、三 から適用			
北海道人事委員会設置条例	昭 二六、四、一 第六号	公布の日			
北海道開拓会館条例	昭 二六、三、三 第三号	公布の日	昭 二七、七	第四九号	
銃砲刀剣類等所持取締令第七條第一項に規定する火なわ銃式火器及び刀剣類の登録手数料条例	昭 二六、一、三 第一号	公布の日 昭 二五、三、一 から適用			
北海道豪者保健衛生所条例	昭 二五、二、六 第九二号	公布の日	昭 二五、三、一 昭 二五、三、二 昭 二五、三、三 昭 二五、三、四 昭 二五、三、五 昭 二五、三、六 昭 二五、三、七 昭 二五、三、八 昭 二五、三、九	第七五号 第七六号 第七七号 第七八号 第七九号 第八〇号 第八一号 第八二号 第八三号 第八四号	

題名	公布		施行日	改正		備考
	年月日	番 號		年月日	番 號	
北海道建築基準法施行条例	昭 六、四、一	第三四号	昭 六、五、一	昭 三、七、三 昭 六、四、三 昭 六、三、三	第六三号 第六八号 第九一八号	
北海道水源林野道行造林条例	昭 六、四、二六	第三八号	昭 五、四、一 公布の日 昭 五、四、一 ら適用			
北海道静和園条例	昭 六、四、一	第三九号	公布の日			
北海道漁業権証券資金化に関する調査条例	昭 六、八、三	第四一号	公布の日	昭 六、一	第三三号	
北海道特設水道取締条例	昭 六、九、一	第四四号	公布の日	昭 六、四、一	第六四号	
北海道農産物受権条例	昭 六、九、一	第五一号	公布の日	昭 三、七、三 昭 六、二、三 昭 三、二、三	第五七号 第九五号	
北海道人事委員会委員の給料額、旅費額、報酬額及び費用弁償額並びにその支給条例	昭 六、八、二九	第五三号	公布の日	昭 三、三、三 昭 六、三、三 昭 三、三、三	第九七号 第一一五号 第一一七号	
北海道結核検査協議会条例	昭 六、九、七	第五九号	公布の日	昭 六、一、七	第三七号	
北海道有林野条例	昭 六、九、一	第六四号	知事の定める日	昭 六、一	第三六号	
北海道立家畜人工授精所条例	昭 六、九、一	第六八号	公布の日	昭 六、八、一	第六八号	
道が施行する港湾工事により生ずる土地又は工作物の譲与又は貸付条例	昭 六、九、一	第七〇号	公布の日			
北海道税務手当条例	昭 六、九、一〇	第七二号	公布の日 昭 六、四、一 か ら適用	昭 六、四、二	第八一号	税務職員に対する特別手当の支給に関する条例昭三第一四号の全面改正
北海道水防協議会条例	昭 六、九、一〇	第七三号	公布の日	昭 六、一	第三七号	
北海道国民健康保険診療報酬審査委員会審査手数料条例	昭 六、二、二六	第七八号	公布の日	昭 六、八、三	第六一八号	

題名	公布		施行日	改正		備考
	年月日	番號		年月日	番號	
北海道ボーリング手数料条例	昭七、五、二	第三五号	公布の日	昭三、九、一	第六八号	
北海道農業委員会出頭者旅費支給条例	昭七、五、二	第三六号	公布の日			
北海道人事委員会に出頭する証人等の費用弁償条例	昭七、五、二	第三八号	公布の日			
合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例	昭七、六、三	第四五号	公布の日 昭七、四、二か ら適用	昭七、三、七	第九九号	
十勝沖地震被害者に対する道税の減免等に関する条例	昭七、七、一五	第四八号	公布の日			
北海道立農業研究所条例	昭七、七、一七	第五〇号	公布の日			
北海道身体障害者更生相談所設置条例	昭七、七、一七	第五一号	昭七、九、一			
公立高等学校で夜間において授業を行う課程を置くものの職員に対する夜間勤務手当の支給に関する条例	昭七、七、一七	第五二号	公布の日 昭七、七、一か ら適用			
日本国との平和条約の効力発生に伴う職員の懲戒免除及び出納長等の賠償の責任に基づく債務の免除に関する条例	昭七、七、三三	第五九号	公布の日 昭七、四、二か ら適用			
北海道職員の分限についての手続及び効果に関する条例	昭七、七、三三	第六〇号	公布の日			
北海道職員の懲戒の手続及び効果に関する条例	昭七、七、三三	第六一号	公布の日			
建築士法による参考人の費用支給条例	昭七、七、三三	第六二号	公布の日			
北海道立精神病院条例	昭七、七、三六	第六四号	昭七、九、一	昭七、四、一	第一七号	
北海道種馬鈴いよ生産販売取締条例	昭七、七、七	第六七号	公布の日			
北海道高圧ガス及び火薬類等の試験分析及び鑑定等に関する手数料並びに使用料条例	昭七、七、七	第六八号	公布の日			

北海道改良普及員資格試験条例	昭三、七、七	第六九号	公布の日	昭三、七、七	第一二八号	
北海道商品展示所設置条例	昭三、七、七	第七一号	公布の日		第一三三号	
北海道原料乳検査条例	昭三、七、七	第七二号	公布の日 昭三、四、一 から適用	昭三、六、一	第三〇号	同条例昭三、七、七の 全面改正
北海道宅地建物取引業者登録手数料条例	昭三、九、六	第七三号	公布の日	昭三、八、一	第七六号	
北海道立保健婦学院条例	昭三、九、二〇	第七四号	公布の日 昭三、九、一 から適用	昭三、八、一	第七四号	
北海道職員の給与に関する条例	昭三、九、二〇	第七五号	公布の日	昭三、七、一	第七四号	
北海道職員の勤務時間及び休暇等に関する条例	昭三、九、二〇	第七七号	公布の日	昭三、七、一	第七九号	
北海道学校職員の給与に関する条例	昭三、九、二〇	第七八号	公布の日	昭三、七、一	第七九号	
市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例	昭三、九、二〇	第七九号	公布の日	昭三、七、一	第七九号	
北海道学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例	昭三、九、二〇	第八〇号	公布の日	昭三、七、一	第八〇号	
市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例	昭三、九、二〇	第八一号	公布の日	昭三、七、一	第八一号	
北海道病害虫防除所設置等に関する条例	昭三、九、二〇	第八三号	公布の日			
北海道夏期大学講座手数料条例	昭三、九、二〇	第八六号	公布の日 昭三、八、一 から適用			
北海道受胎調節認定講習受講手数料条例	昭三、九、二〇	第八八号	公布の日			
北海道部設置条例	昭三、九、二〇	第九一号	公布の日			

題名	公布年月日	番 号	施行日	改正年月日	番 号	備 考
北海道海区漁業調整委員会等の委員の報酬及び費用弁償条 例	昭 三、二、三	第一〇三号	公布の日			
北海道地方労働委員会から出頭を求められた者の費用弁償 の額及び支給に関する条例	昭 三、三、三	第一〇五号	公布の日			
北海道農業委員会委員の報酬及び費用弁償条例	昭 三、三、三	第一一七号	公布の日 昭三、九、一か ら適用	昭 三、三	第一二二号	
北海道広報委員会条例	昭 六、一、七	第一号	公布の日 昭三、九、一か ら適用			
北海道総合開発委員会条例	昭 六、一、七	第二号	公布の日 昭三、九、一か ら適用			
北海道科学技術審議会条例	昭 六、一、七	第三号	公布の日 昭三、九、一か ら適用			
北海道道民所得調査委員会条例	昭 六、一、七	第四号	公布の日 昭三、九、一か ら適用			
北海道未開発地域開発促進委員会条例	昭 六、一、七	第五号	公布の日			
北海道社会福祉審議会条例	昭 六、一、七	第六号	公布の日 昭三、九、一か ら適用	昭 三、四、三	第二一号	
北海道結核対策委員会条例	昭 六、一、七	第八号	公布の日 昭三、九、一か ら適用			
北海道商工業振興対策委員会条例	昭 六、一、七	第九号	公布の日 昭三、九、一か ら適用			
北海道合理化金融審査委員会条例	昭 六、一、七	第一〇号	公布の日 昭三、九、一か ら適用			
北海道鉱業振興委員会条例	昭 六、一、七	第一二号	公布の日 昭三、九、一か ら適用			
北海道道種苗審議会条例	昭 六、一、七	第一四号	公布の日 昭三、九、一か ら適用			
北海道農業振興対策委員会条例	昭 六、一、七	第一五号	公布の日 昭三、九、一か ら適用			

題名	公 布		施 行 日	改 正		備 考
	年 月 日	番 號		年 月 日	番 號	
昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給の特 別措置に関する条例	昭 六、四、一	第五五号	公布の日			
自治紛争調停委員の求めにより出頭した者の費用弁償条例	昭 六、四、一	第五六号	公布の日			
北海道水族館条例	昭 六、四、一	第五七号	公布の日	昭 六、四、一	第一八号	
北海道教育職員免許状授与証明書交付手数料条例	昭 六、四、一	第五八号	公布の日	昭 三、四、一	第一四号	
北海道通信労働教育講座受講料条例	昭 六、四、一	第六七号	公布の日			
北海道職員の共済制度に関する条例	昭 六、四、一	第六九号	公布の日			
北海道立自治講習所条例	昭 六、四、一	第七二号	公布の日	昭 三、六、五	第五二号	
主要農作物種子法の実施に関する条例	昭 六、四、一	第八〇号	公布の日	昭 六、七、四	第九五号	
北海道道路占用料徴収条例	昭 六、四、三	第八二号	公布の日 昭 三、三、五か ら適用			
北海道小樽道税事務所条例	昭 六、六、三〇	第九〇号	昭 六、七、一			
北海道建築用ブロック品質保全条例	昭 六、七、六	第九二号	昭 六、八、七	昭 三、四、一	第二八号	
北海道文化財専門委員条例	昭 六、七、一四	第一〇〇号	公布の日			
北海道准看護婦試験委員条例	昭 六、一〇、一六	第一一七号	公布の日			
北海道立高等学校の授業料徴収条例	昭 六、一〇、三〇	第一二二号	公布の日 昭 六年度から適 用	昭 三、四、三〇	第八号	
北海道職員採用競争試験受験手数料条例	昭 六、一〇、三三	第一二九号	公布の日	昭 三、五、二六	第八四号	

題名	年月日	番	布	施行日	改	年月日	番	正	備	考
北海道公安委員会及び方面公安委員会の委員の費用弁償条例	昭元、七、一	第二八号	公布の日	昭元、七、三	第四二号					
北海道公安委員会及び警察署長の行う許可等に関する手数料条例	昭元、七、一	第三二号	公布の日	昭元、三、一	第二九号	昭元、三、一	第一八号			
北海道地方職員の定員に関する条例	昭元、七、三	第三三号	公布の日 昭元、七、一 ら適用							
北海道地方警察職員の給与に関する条例	昭元、七、三	第三四号	公布の日 昭元、九、一 ら適用							
北海道地方警察職員の調整手当の支給に関する条例	昭元、七、三	第三五号	公布の日 昭元、九、一 ら適用							
北海道地方警察職員の公務災害補償に関する条例	昭元、七、三	第三七号	公布の日 昭元、九、一 ら適用							
北海道警察官に対する被服の支給及び装置品の貸与に関する条例	昭元、七、三	第三八号	公布の日 昭元、九、一 ら適用							
北海道地方警察職員の臨時待命に関する条例	昭元、七、三	第三九号	公布の日 昭元、九、一 ら適用	昭元、八、二	第四六号					
北海道警察の機関の依頼又は要求に応じ公務の遂行を補助する証人等の費用弁償並びに警察官の採用が取り消された者の費用弁償に関する条例	昭元、七、三	第四〇号	公布の日 昭元、九、一 ら適用							
警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律施行条例	昭元、七、三	第四一号	公布の日 昭元、九、一 ら適用							
北海道札幌後援保護指導所条例	昭元、七、元	第四五号	公布の日							
食品の製造販売行商等衛生条例	昭元、八、二	第四六号	昭元、二〇、二	昭元、三、一	第九一号					
北海道立社会福祉館使用条例	昭元、八、一	第五一号	公布の日							
北海道魚菜卸売市場条例	昭元、八、一	第五八号	公布の日							同条令昭三条例ハ号の全面改正

駐留軍及び自衛隊施設対策委員会条例	昭 元、八、一 第六〇号	公布の日			
北海道立札幌中島スポーツセンター条例	昭 元、八、一 第六三号	公布の日			
北海道立中島スポーツセンター使用条例	昭 元、八、一 第六四号	公布の日	昭 三、三、一 第八号		
北海道知事その他の職員等の旅費等に関する特別措置条例	昭 元、二、二 第七〇号	公布の日 昭元二、七か ら適用			
北海道夕張川二股発電所建設事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する条例	昭 元、三、一 第七四号	公布の日			
北海道夕張川二股発電所建設事業組織条例	昭 元、三、一 第七五号	公布の日			
知事の承認を受けて取得及び処分をなすべき北海道夕張川二股発電所建設事業の資産に関する条例	昭 元、三、一 第七七号	公布の日			
北海道夕張川二股発電所建設事業の業務に関する契約の方式の特例条例	昭 元、三、一 第七八号	公布の日			
北海道公営企業の企業職員の給与に関する条例	昭 元、三、一 第七九号	公布の日			
北海道夕張川二股発電所建設事業の業務状況の報告に関する条例	昭 元、三、一 第八〇号	公布の日			
地方公営企業労働関係法第五条第一項但書に規定する者の範囲を定める条例	昭 元、三、一 第八一号	公布の日			
北海道夕張川二股発電所建設運営委員会条例	昭 元、三、一 第八二号	公布の日			
北海道食糧需給対策委員会条例	昭 元、三、一 第八三号	公布の日			
北海道議会議員の選挙区の特例に関する条例	昭 元、三、一 第八五号	公布の日			
国営土地改良事業負担金徴収条例	昭 三、一、一 第三号	公布の日			
北海道有財産条例	昭 三、四、一 第七号	公布の日	昭 三、一、一 第二号		昭 三、一、一 第二号 同条例の全部を改正

題名	公布		施行日	改正		備考
	年月日	番 號		年月日	番 號	
北海道税外諸収入金の徴収に関する条例	昭三、四、一	第一五号	公布の日			
北海道青少年保護育成条例	昭三、四、三	第一七号	昭三、六、一			
岩内都市計画事業火災復興土地区画整理審議会条例	昭三、三、三	第二一号	公布の日			
社会福祉法人の助成に関する条例	昭三、四、一	第二三号	公布の日			
北海道がん具用煙火及び始発筒取締条例	昭三、四、一	第二五号	昭三、五、一			
北海道農家負債整理対策委員会条例	昭三、八、元	第五四号	公布の日			
北海道有公管住宅等の売払代金延納に関する特例条例	昭三、八、元	第五六号	公布の日 昭三、四、一 から適用			
北海道立寒地建築研究所条例	昭三、九、一	第五八号	公布の日			
北海道立寒地建築研究所使用料及び手数料条例	昭三、九、一	第五九号	公布の日			
北海道木材業者及び製材業者登録条例	昭三、九、一	第六〇号	昭三、一〇、一			
北海道地下資源調査所条例	昭三、九、一	第六九号	公布の日			
北海道方面公安委員会の聴聞会に出頭する者の費用弁償条例	昭三、一〇、一	第七四号	公布の日			
風俗営業取締法施行条例	昭三、二、三	第七七号	公布の日 貸席、簡易料理 店、移動遊技場 に関する事項は 昭三、一、二 から適用			同条例昭三条例五号の 全部改正
北海道知事等に対する報酬及び給料額等の特例に関する条例	昭三、二、四	第八〇号	公布の日 昭三、二、一 から適用			

北海道工業誘致条例	昭 三、一、一 第一号	公布の日			同条例昭二七条例八五号の 全面改正
北海道学校保健体育審議会条例	昭 三、二、三 第八五号	公布の日			北海道学校保健審議会 条例昭二六第器号の改正
北海道文化財保護条例	昭 三、二、三 第八三号	公布の日			同条例昭二六条例九号の 全面改正





請願書の取扱について

(昭和三十一年一月二十五日自庁行発第一七七号)
福岡県総務部長宛 行政課長回答

問一

地方自治法第二百四十四条の議会の請願書受理の時機については、議会は閉会中であるが請願書提出者から形式手続共に適法な請願書が議長の手許に提出されたときは議長はこれを受理しなければならぬと解せられるが、一説には請願書は議会の開会中に受理すべきであり、閉会中に提出されたものについてはこれを議会議事事務局又は書記において保管し次の会期の始めに受理する取扱とするが適當であるとの見解もあるがどうか。

二 請願書は議会議事事務局に受理すべきであり、閉会中に提出されたものは議会議事事務局に保管し、次の会期の始めに受理すべきとした場合の取扱について

イ、保管中の請願書は議長の許可を要せず請願書提出者の意思のみにより取下げることができる。

ロ、保管中の請願書の紹介議員が紹介の取消をしようとする場合議長の許可を要せず紹介議員の意思のみにより取消し得る、又署名の取消により紹介議員がなくなつた場合その請願書は請願書の要件を欠くこととなるので却下すべきである。

答一 後段お見込の通り

二 イ、ロともにお見込みのお通り。

なお署名の取消により紹介議員がなくなつた場合一般の陳情書として取扱うことは差し支えない。

地方行政疑義問答集

閉会中の委員会における懲罰事犯について

(昭和三十一年一月二十三日自庁行発第二〇二号)
北海道議会議事務局長宛 行政課長電文回答

問一

地方自治法第九十九条六項の規定により閉会中付議事件を審議するため開かれた委員会において懲罰事犯があるとき次の議会において法第三十三条の処分を要求又は懲罰動議の提出ができるか。

二 またその提出について事犯のあつた日から三日以内の短期時効の定めが会議規則にある場合、閉会中でも右の三日以内に要求又は動議を文書で議長に提出すればよいと解せられるか。

答一

法律上は閉会中開かれた委員会における事件でも懲罰事犯とはなり得るが、これに対する処分の手続は、閉会中の事犯と同様の取扱により、議会の開会中でなければできない。したがつて、二については、閉会中はできない。

報道から拾う

地方財政再建促進特別措置法適用 希望の動向

地方財政の再建を促進するため昨年十二月二十九日地方財政再建促進特別措置法が制定されたが、この法の適用をめぐるつては各団体内部にも種々意見があつて、その動きは特に注目されている。

つぎは二月二十五日現在までの各種報道からその動向をまとめたものであるが参考までにこれを掲げる。

- 北海道 自主再建を目指し適用の希望はない。
- 青森 極力自主再建の線を進みたいとの意向にある。
- 岩手 現在未定であるが結論を三月中旬に持ち越している。
- 宮城 適用を受けざるを得ないという意向にある。
- 秋田 議会側に反対の意向が強いが知事は二月末定例会に適用申出の承認について提案する模様。
- 山形 適用を受けざるを得ないという意向にある。
- 福島 議会側に一部消極的な反対があるが二月下旬の定例会で適用申請が承認される模様。
- 茨城 二十九年度末赤字二億三千万円（直轄分担金を除く）が三十九年度末で二億円以下に減少すれば自主再建策をとる模様。
- 栃木 黒字県であり適用は考えられない。
- 群馬 適用希望はない。
- 埼玉 適用は問題となつていない。
- 千葉 知事としては希望はあるが、議会の気乗がなく二月末定例会までに具体化する見込みはない。

- 東京 適用は考えられない。
- 神奈川 適用希望はない。
- 新潟 議会内部に一部反対があるが二月下旬の定例会に適用承認について提案する模様。
- 富山 県当局は適用を希望しているが赤字額が少いので自治庁当局が自主再建で進むよう指導している（未定）。
- 石川 知事はあくまで自主再建をはかり、法の適用は受けたいとしている。
- 福井 黒字県であり適用希望はない。
- 山梨 議会側の意向がまとまつていないが、適用を希望しておりこの折衝の上決定する模様。
- 長野 知事側は適用を強く希望しているが議会内部与党の強い反対があり情勢は複雑である。
- 岐阜 阜 適用希望はない。
- 静岡 岡 適用希望はない。
- 愛知 適用希望はない。
- 三重 三月定例会まで態度保留となつていているが、自主再建の線を強く出している。
- 滋賀 適用希望はない。
- 京都 すでに適用申請済みで、二月一日受け付けられている。
- 大阪 適用希望はない。
- 兵庫 適用申請を近く提出する予定。
- 奈良 適用希望はない。
- 和歌山 適用希望はない。
- 鳥取 未定であるが、適用を受けたいとする意向が強い。
- 島根 極力適用を受けたいとする意向にある。
- 岡山 適用希望はない。
- 広島 自主再建の方針をもつており議会側もこれに同調している。

山口	起債の必要上適用を受けざるを得ないとの意向にあるが法十二 十二条の自主的再建団体としての指定を希望している。
徳島	知事は適用を希望しており議会に一部の反対があるが三月中 旬定例会に議決を得られる見込にある。
香川	黒字県であり適用は考えられない。
愛媛	議会側に一部の反対があるが、知事は適用希望の線で動いて おり適用を受ける公算が強い。
高知	黒字県であり適用希望はない。
福岡	適用を受ける意志はない。
佐賀	四月中に議会の議決を得る予定で適用交渉をしている。
長崎	昨年十二月議会の承認を受け自治庁に申し入れていた。
熊本	適用を希望しており大勢は適用ということに落ち着く模様。
大分	自主的に財政再建をはかる意向。
宮崎	適用希望はない。
鹿児島	理事者は適用はやむを得ないとしているが議会側に一部の反 対がある。(適用の公算が強い。)



圖書室だより

各官庁・その他よりの
受贈圖書

圖書名	受贈先
レファレンス 五九号	調査立法考査局
条約集	外務省
読書春秋 一一号	春秋会
第80檢察統計年報 二九年	法務省
農業情報 三五、三六号	農林省
第31次農林省統計表 二九年	農林省
農林水産統計月報 十一号	農林省
農林防疫ニュース 十号	農林省
農林統計調査 十一号	農林省
林業新知識 二五、二六号	農林省
農業概測 三〇年下期	農林省
郵政統計月報 十一号	郵政省
郵政 政 十二月号	郵政省
海外通信だより 七号	郵政省
海上保安統計月報 九号	海上保安庁
海上保安庁公報 三一四、三一五号	海上保安庁
コース統計月報 十一月号	通産省
通産統計速報	通産省
鉄鋼統計月報 十一月号	通産省
機械統計月報 十一月号	通産省
石炭生産統計月報 十一、十二月号	通産省
窯業統計月報 十一月号	通産省

鑛産統計月報 十一月号	通産省
建材統計月報 十一月号	通産省
紙バルブ統計月報 十、十一月号	通産省
通商産業省年報 二十九年	通産省
資料だより 十一月号	通産省
石油統計月報 十一月号	通産省
百貨店販売統計月報 十一月号	通産省
日用品統計月報 十一月号	通産省
非鉄金属等需給統計月報 十一月号	通産省
非鉄金属製品統計月報 十一月号	通産省
皮革統計月報 十一月号	通産省
鉱山製錬統計月報 十一、十二月号	通産省
ゴム統計月報 十一月号	通産省
石油統計月報 十一月号	通産省
百貨店販売統計月報 十月号	通産省
週刊労働 五三五、五三九	労働省
毎月勤労統計調査結果表 五七号	労働省
図書月報 十一月号	労働省
初等教育資料 十一、十二月号	文部省
施設月報 十二月号	文部省
文部広報 一三一、一三四	文部省
教育相談便覧	文部省
教育委員会月報 六一号	文部省
進学適性検査結果報告 四分冊	文部省
厚生広報 十一、十二月号	厚生省
厚生広報 二二、二四号	厚生省
業務研究 十一号	電々公社
納本週報 二二、二四、二六、二七号	電々公社
読書春秋 十二月号	国会図書館
国内出版物目録 三、五月合併号	国会図書館

国会図書館公報 十一月号
 資料月報 四二、四三号
 地方自治はどこへゆく
 北洋博
 定點観測は何故必要か
 自治春秋 十二月号
 北海道自治 十二月号
 ひぶろす 十二月号
 労働力調査報告 九月号
 長野県議会資料 五三号
 鹿児島県議会時報 十七号
 山形県議会月報 十、十一、十二合併号
 琉球議会時報 四号
 国会図書館
 毎日新聞社
 北洋博総務宣伝部
 中央氣象台職員組合
 第一法規出版社
 道自治協会
 国立国会図書館
 総理府統計局
 長野県議会議事事務局
 鹿児島県議会議事事務局
 山形県議会議事事務局
 琉球政府立法院事務局



8

昭和三十一年二月二十日発行

北海道議会時報 (第八卷第二號)

編集 北海道議会議務局調査課

発行 北海道議会議務局

☆ 会 員 募 集 ☆

全国広報研究会

広報の研究・連絡機関

- 会員には 機関紙「広報研究」(B5判・三十六頁)を毎月配布。
- 会費は 年五百円で機関誌の購読料としていただくもの。
- 申込み 問合わせは全国広報研究会道支部へ
(札幌市北三・西五 北海道道民課内)

一月のメモ

- 1 ○原子力委員会きよう正式発足。
○初参り弥彦神社（新潟県）で惨事、百二十四名が圧死。
○日ソ交渉再開の期日を一月十七日とすることに決定。（全権団スポークスマン発表）
- 4 ○ア大統領年頭一般教書を発表。
○ラ米統参議長来日。
○ラ議長船田長官に防衛休勢の確立要望。
○南氷洋国際捕鯨開始。
○松本全権出発。
- 7 ○地方行政協議会会長会議開く、席上田中知事分県反対を表明。
○松本全権ロンドン着。
○ILO理事会労働時間短縮について日本政府に照会
○明年度分防衛分担金七十九億削減に同意、米国防省筋言明、
○市川市長、選挙違反で失格。（最高裁判決）
- 10 ○総評賃上闘争方針を決定、四百万のゼネスト三月中旬を期し決行。
○知事、分県反対で知事会に協力要望。
○モスクワ放送、アジア巨頭会談を提唱。
- 12 ○防衛分担金最終的に妥結、防衛費一千四百七億円、本年度より八十億円削減。
○北海道高校長会高校選抜問題について行政訴訟を提起。
○猛吹雪道南を襲う、行方不明五十七名、漁船磯船転覆続出。
○成人の日。
○京都府参議院補欠選挙行わる。
- 15 ○ア大統領予算教書を提出、歳出総額六五八億ドル。
○アジア公館長会議開く。
○日ソ交渉再開。
○日ソ交渉でソ連早期結論要望。
○アジア公館長会議終る。
○工事に支障なし青函海底地質調査結果発表。
- 18 ○九州高陽敏でガス爆発死傷十二。
○人権アカデミー賞広島、長崎両市に贈らる。
○高校選抜問題口頭弁論開く。
○日韓貿易二十一日から再開、柳参事官が発表。
○社道開発委員長に三宅正一氏決定。
○白波瀬開発庁政務次官来道。
○南極観測隊一陣網走到着。
○第十七回日ソ交渉開始。
○高校選抜口頭弁論終る。
○明年度北洋出漁母船基地決る、函館、小樽、釧路、稚内、横濱賀。
○第二十四回通常国会再開。
○南極観測隊の訓練始まる。（濤沸湖）
○船田防衛庁長官来道。
○冬季オリンピック開幕。（コルチナ）
○第十一回国体スケート大会開幕。（八戸）
○国体の地方持廻り中止を閣議決定。
○ソ連終戦宣言の非公式提案を行う。
○ア米大統領ソ連の友好条約案を拒否。
○白民党代行委員緒方竹虎氏死去。
○高校PT会選抜問題の円満解決を道教委に要望。
○三十一年度道立高校入学選抜要綱の一部執行停止仮処分請札幌地裁で却下さる。
○プリストル湾のカニ漁は日魯、日水、大洋の三社共同経営で許可方針を農相裁定。
- 21 ○ソ連外東欧八カ国原子兵器の武装反対の共同宣言に調印。
○ソ連政府、米国に申入れた友好条約の締結観書内容を全文発表
○第十一回国体スケート大会閉幕。（東京三連勝）
○政府、日英通商会談を申入れる。
○第十八回日ソ交渉、漁業協定締結で一致。
○第十七回冬期オリンピック男子回転競技で猪谷千春選手二位に入賞。
- 23 ○南極観測隊の訓練始まる。（濤沸湖）
○船田防衛庁長官来道。
○冬季オリンピック開幕。（コルチナ）
○第十一回国体スケート大会開幕。（八戸）
○国体の地方持廻り中止を閣議決定。
○ソ連終戦宣言の非公式提案を行う。
○ア米大統領ソ連の友好条約案を拒否。
○白民党代行委員緒方竹虎氏死去。
○高校PT会選抜問題の円満解決を道教委に要望。
○三十一年度道立高校入学選抜要綱の一部執行停止仮処分請札幌地裁で却下さる。
○プリストル湾のカニ漁は日魯、日水、大洋の三社共同経営で許可方針を農相裁定。
- 26 ○ソ連外東欧八カ国原子兵器の武装反対の共同宣言に調印。
○ソ連政府、米国に申入れた友好条約の締結観書内容を全文発表
○第十一回国体スケート大会閉幕。（東京三連勝）
○政府、日英通商会談を申入れる。
○第十八回日ソ交渉、漁業協定締結で一致。
○第十七回冬期オリンピック男子回転競技で猪谷千春選手二位に入賞。
- 27 ○南極観測隊の訓練始まる。（濤沸湖）
○船田防衛庁長官来道。
○冬季オリンピック開幕。（コルチナ）
○第十一回国体スケート大会開幕。（八戸）
○国体の地方持廻り中止を閣議決定。
○ソ連終戦宣言の非公式提案を行う。
○ア米大統領ソ連の友好条約案を拒否。
○白民党代行委員緒方竹虎氏死去。
○高校PT会選抜問題の円満解決を道教委に要望。
○三十一年度道立高校入学選抜要綱の一部執行停止仮処分請札幌地裁で却下さる。
○プリストル湾のカニ漁は日魯、日水、大洋の三社共同経営で許可方針を農相裁定。
- 28 ○ソ連外東欧八カ国原子兵器の武装反対の共同宣言に調印。
○ソ連政府、米国に申入れた友好条約の締結観書内容を全文発表
○第十一回国体スケート大会閉幕。（東京三連勝）
○政府、日英通商会談を申入れる。
○第十八回日ソ交渉、漁業協定締結で一致。
○第十七回冬期オリンピック男子回転競技で猪谷千春選手二位に入賞。
- 29 ○南極観測隊の訓練始まる。（濤沸湖）
○船田防衛庁長官来道。
○冬季オリンピック開幕。（コルチナ）
○第十一回国体スケート大会開幕。（八戸）
○国体の地方持廻り中止を閣議決定。
○ソ連終戦宣言の非公式提案を行う。
○ア米大統領ソ連の友好条約案を拒否。
○白民党代行委員緒方竹虎氏死去。
○高校PT会選抜問題の円満解決を道教委に要望。
○三十一年度道立高校入学選抜要綱の一部執行停止仮処分請札幌地裁で却下さる。
○プリストル湾のカニ漁は日魯、日水、大洋の三社共同経営で許可方針を農相裁定。
- 30 ○ソ連外東欧八カ国原子兵器の武装反対の共同宣言に調印。
○ソ連政府、米国に申入れた友好条約の締結観書内容を全文発表
○第十一回国体スケート大会閉幕。（東京三連勝）
○政府、日英通商会談を申入れる。
○第十八回日ソ交渉、漁業協定締結で一致。
○第十七回冬期オリンピック男子回転競技で猪谷千春選手二位に入賞。
- 31 ○南極観測隊の訓練始まる。（濤沸湖）
○船田防衛庁長官来道。
○冬季オリンピック開幕。（コルチナ）
○第十一回国体スケート大会開幕。（八戸）
○国体の地方持廻り中止を閣議決定。
○ソ連終戦宣言の非公式提案を行う。
○ア米大統領ソ連の友好条約案を拒否。
○白民党代行委員緒方竹虎氏死去。
○高校PT会選抜問題の円満解決を道教委に要望。
○三十一年度道立高校入学選抜要綱の一部執行停止仮処分請札幌地裁で却下さる。
○プリストル湾のカニ漁は日魯、日水、大洋の三社共同経営で許可方針を農相裁定。